

「電子書面の有効性」に係る書面調査結果

資料9-1

通し番号	項目名	質問内容	回答省庁	関係省庁回答
3	納税告知書等の電子的方法による通知	<p>1. 「ダウンロード等の行為を経ずとも上記状態を作り出せるのであれば、この解釈にこだわるものではない」との見解を踏まえ、「処分通知等を受ける者のコンピュータにファイルの記録がされる状態」に関する解釈について、ITの進展等を踏まえ、今後改めて検討する具体的な予定があるのか。</p> <p>【追加質問】 納税告知書等の電子的方法による通知に関連して、例えばクラウドサービスやシンクライアント環境に於いて「処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」でなくとも「処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の画面上で処分通知等が表示された」と推定できる状態を確認できれば、民法97条における、隔地者に対する意思表示が有効といえるか。</p>	<p>総務省</p> <p>財務省</p>	<p>民法97条において、隔地者に対する意思表示が有効となるのは通知が相手方に到達した時と規定されており、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条第3項は、この民法の一般原則に基づき、オンライン手続においては「処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」を「到達」とすることを定めたもの。判例・通説によれば、「到達」とは意思表示が相手方の支配領域に入ったこと、すなわち相手方が意思表示の内容を知りうる状態におかれることを意味しており、したがって、オンライン手続においては、単にウェブサイト等に情報を掲載する程度では不十分であり、相手方のコンピューター等にファイルの記録がされる必要がある。</p> <p>このように、民法の到達主義に基づき、オンライン手続においては、相手方のコンピューター等にファイルの記録がされたときと通知の到達時期としている。</p> <p>具体的にどのようにして、「処分通知等を受ける者のコンピューターにファイルの記録がされる状態」が作り出されるかについては、各個別システムごとに異なり、またICT技術が著しく変化するなかで、新たな解釈を統一的を示すことは困難である。重要であるのは、処分通知等を受ける者のコンピューターに確実にファイルの記録がなされ、意思表示が到達することであり、各個別システムの特徴やICT技術の進展等により、この状態を作り出せるのであれば、「ファイルに記録された状態」を従前からの「利用者が利用者個々のディスクエリアから通知データをダウンロード」等する行為と解釈することに限定するものではない。</p> <p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(第4条第1項)では、個別作用法令の規定に基づき行政機関等が行う通知である処分通知等のうち、法令により書面等により行うこととされているものについて、書面によることに加えオンラインにより行うことを可能としている。</p> <p>同法律第4条第3項では、前述の処分通知等は、民法の一般原則(到達主義の原則)に基づき、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時を「到達」とすることを定めている。</p> <p>なお、同法は、法令に基づく行政手続等について、書面等によることに加え、オンライン等により行えるようにするために必要な各手続に共通する事項を定めているものである。</p> <p>本質問は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条第3項の規定及び民法の「到達」の解釈に対するものであり、本省として回答できる立場にない。</p> <p>民法97条第1項の「到達」については、これまでの裁判例の集積により、一般に、相手方が社会通念上知することができる客観的状态が生じたと認められることであるなどと理解されている。個別の事例については、それぞれの事情を考慮し、このような基準に即して判断されることになると考えられる。</p>
11	電子署名法における利用者の真偽の確認方法の緩和	<p>1. 企業における電子署名の活用状況について貴省の把握されている範囲でお答え頂きたい。</p> <p>2. 法人代表者による証明文書の信頼性にについて、認定認証事業者が客観的に確認できることを条件に、当該文書を現行の規則第5条に規定する方法以外の新たな方法として、認めるべきではないか。</p> <p>【追加質問】 例えば適切にID及びアクセス管理された電子メールやグループウェア等を用いて文書管理を行っている場合、電子署名を利用していなくても、必要に応じてアクセスログ等を用いて真正性を検証できる場合には、係るシステムで管理されている書面は紙の書面と同等の書面としての有効性を備えていると考えられるか。</p>	<p>総務省</p> <p>財務省</p> <p>経済産業省</p> <p>総務省</p> <p>財務省</p> <p>経済産業省</p>	<p>1. 企業においては、官公庁や地方自治体等における公共工事や物品の調達等における電子入札等において、電子署名法に基づく認定認証業務が発行した電子証明書による電子署名が幅広く利用されている。</p> <p>2. 法人代表者による証明文書について、電子署名法施行規則(以下「規則」という。)第5条に定める利用者の真偽の確認の方法(例として、住民票の写しと申込書に押印した印鑑の印鑑登録証明書の組合せなど)と同等程度以上の信頼性(利用申込者の本人性と実在性)を有することを認定認証事業者が客観的に確認することができる場合であれば、当該文書を規則第5条に規定する方法以外の新たな方法として、認めることができる可能性はあると思われる。</p> <p>1. 企業においては、官公庁や地方自治体等における公共工事や物品の調達等における電子入札等において、電子署名法に基づく認定認証業務が発行した電子証明書による電子署名が幅広く利用されている。</p> <p>2. 法人代表者による証明文書がどのようなものを指しているか不明であるが、当該文書について、電子署名法施行規則(以下「規則」という。)第5条に定める利用者の真偽の確認の方法(例として、住民票の写しと申込書に押印した印鑑の印鑑登録証明書の組合せなど)と同等程度以上の信頼性(利用申込者の本人性と実在性)を有することを認定認証事業者が客観的に確認することができる場合であれば、当該文書を規則第5条に規定する方法以外の新たな方法として、認めることができる可能性はあると思われる。</p> <p>ご質問については、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく電子署名の利用に関する内容ではないと思われることから、回答することは困難である。</p>

通し 番号	項目名	質問内容	回答省庁	関係省庁回答
39	国税関係帳簿書類の電子保存の承認要件の緩和	<p>1. 契約書・領収書の電子保存について、金額が30,000円以上で認めていない理由は何か。係る制限を見直すために必要な要件や、見直しの予定はあるか。</p> <p>2. 検索性の確保について、紙の書面で要求していない厳格な要件を求めている理由は何か。また、係る要件について見直しの予定はあるか。</p> <p>3. 電子保存等により、民間事業者側では、ある業界全体で年間保管費が50億円という試算(2002年度日本経団連規制改革要望より)もあるが、行政側における同様の効果を試算されていれば教えていただきたい。</p> <p>4. 電子帳簿保存法 施行規則について、経理システムと連携する周辺システムに不備がある場合については、同規則第3条第2項にある相互関連性の確認要件が拡大解釈され、その相互関連性が不十分であり経理システム自体に不備があるとの指摘を受ける懸念がある。係る要件について「国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ」企業内・企業間のシステム連携を阻害しないよう配慮すべきではないか。</p> <p>5. 同規則第3条第4項にある見読可能性の確保要件については、7年間の帳簿等の保存期間にわたる全てのデータを「速やかに出力」することがデータ記憶容量や出力機器の処理性能から困難である場合が多い。「速やかに出力」すべき範囲について、具体的な範囲をどうなっているのか。その範囲は事前に明確にすべきではないか。</p>	<p>財務省</p> <p>財務省</p>	<p>1. 書類については、原則としてスキャナ保存ができることとされているが、契約金額等が3万円以上の契約書及び領収書はスキャナ保存ができないこととされている。これは、スキャナ保存を行うと紙質、筆圧等の情報が消失し、不正把握の重要な端緒が消失し、紙段階の改ざんを完全に把握できないためであるが、取引金額が少額な領収書等については、一定の要件の下でスキャナ保存をさせても税務執行上の支障が少ないことから、3万円未満の領収書等については、スキャナ保存を認めることとしているものである。この契約書及び領収書の契約金額等の3万円という基準については、税務行政の根幹である適正・公平な課税を確保しつつ、電子化による企業のコスト削減を如何に図るかという観点から、一般的に保存されている領収書の過半が3万円未満の領収書であるという業界団体の調査等も参考としつつ、業界団体等とも意見交換した上で定めたものである。なお、この要件については、現状において、創設当時の制度趣旨等として掲げられている考え方を変更する理由はないことから、現時点で、この要件を見直す予定はない。</p> <p>2. 紙での保存の場合には、数種類の帳簿を通覧し、相当の速度をもって一定期間にわたる複数の帳簿の内容を相対的にチェックするなどの作業が可能だが、電子データでの保存の場合には、必要なデータを含む帳簿の一定部分を機械的・恣意的に出力する以外に方法は無く、そのままでは紙での保存と比較すると通覧性に欠けてしまう。そのため、検索機能を利用して通覧性を補うことにより調査効率を維持し、もって納税者に過度の負担をもたらさないようにするために、検索機能の確保を要件として求めることとしているものである。なお、この要件については、現状において、創設当時の制度趣旨等として掲げられている考え方を変更する理由はないことから、現時点で、この要件を見直す予定はない。</p> <p>3. 電子保存による企業の保管費用の負担軽減について具体的な金額は試算していない。</p> <p>4. 帳簿と書類の相互関連性については、帳簿に記載されている事項と、その証拠となる取引書類とを結び付け、後日、適正な処理が行われたことの確認を容易にするために必要なものである。そのため、国税関係書類の電子データによる保存については、帳簿との相互関連性が要件とされており、電子データによる保存する文書と関係する帳簿との関連性を確認できるようにする必要がある。ただし、電子帳簿保存法においては、納税者が使用するシステムの構築方法等についての要件はないことから、電子帳簿保存法の要件が満たされていれば、どのようなシステムを使用しても問題はなく、納税者の任意にシステムを構築していただくことができることとされている。</p> <p>5. 「速やかに出力できること」という要件の「速やかに出力」すべき範囲の解釈については、原則として、帳簿書類の保存単位である一課税期間ごとに出力できる必要があり、7年間の帳簿等の保存期間にわたる全てのデータを一括して速やかに出力することまでは求めていないと考えている。ただし、データ量が膨大であるなどの理由で複数の保存媒体で保存せざるを得ない場合や、例えば、中間決算を組んでおり半期ごとに帳簿を作成している場合など、一課税期間を通じて出力することが困難であることについて合理的な理由があるときには、その合理的な期間ごとに範囲を指定して出力をすることができれば、差し支えないと考えている。</p>
		<p>1. 電子的な方法を許容すればむしろ労働組合の明示が容易になるとともに、証拠を残すことが可能となると考えられ、労働者や労使団体と合意があれば電子的な手法による明示も問題ないと考えられるが、貴省の見解を教えてください。</p>		<p>○御質問の1について 労使の権利義務の内容や範囲を明確にし、労働条件の取り決めが不明確であることが原因となる紛争を未然に防止するために、労働条件の明示が義務付けられており、対象事項は確実に明示されることが求められる。労働基準法第15条において、労働条件の中でも労働契約の期間、賃金等重要な事項を労働者に確実に示すよう、労働契約の締結時に書面を交付することを使用者に罰則付きで義務付けている。 仮に個々の労働者の合意があれば電子的な手法による労働条件の明示を可能にするとした場合、使用者に比べて弱い立場にある労働者に対して実質的に合意が強制されることとなり、FAXや電子メールを利用できなかったり利用することを苦手としている方々も、受信を実質的に強制されるおそれがある。また、仮に労働組合との合意など集団的な合意があれば電子的な手法による労働条件の明示を可能にすることとした場合には、FAXや電子メールを利用できなかったり利用することを苦手としている方々に受信が強制されるおそれがあり、さらに、労働組合との合意など集団的な合意に加えて個人の合意も要件とすることとした場合も、これらの方々が受信を実質的に強制されるおそれがある。 このような場合、FAXやメールの利用ができない、又は苦手な労働者が、自らの労働契約における労働条件を十分に理解・把握することができず、労働条件を巡って労使の認識が異なり、トラブルのもとになるといった懸念がある。こうした観点から労働条件の明示における電子的な手法の許容については、関係労使団体を交えた慎重な検討を要すると考えているものである。</p>

通し番号	項目名	質問内容	回答省庁	関係省庁回答
40	電子的な手法による労働条件の明示	<p>2. 労働条件の明示が適切に行われていない事例があること、電子的な手法の導入とは、直接関係がないのではないか。両者の因果関係を示す具体的な事例やデータがあるのか。</p> <p>3. 関係労使団体を交えた慎重な検討が必要とあるが、今後具体的な検討を進めていくことは考えているのか。</p> <p>【追加質問】 電子的な手法による労働条件の明示について、テレワークや日雇い派遣など就労形態が多様化する中で、紙で受け取るよりもFAXや電子メールで受け取った方が確実な場合もあるのではないか。FAXや電子メールを利用することを苦手としている方々への配慮は必要だが、全ての労働者に対して紙で交付するのではなく紙の書面による労働条件の明示を望む労働者に対しては紙で交付する義務を雇用主に課せば達成されるのではないのか。</p>	厚生労働省	<p>○御質問の2について 当省が事業場に対する監督等の結果、把握できた限りでは、労働条件の明示が適切に行われていない事案(労働基準法第15条違反の件数)は平成21年において9,972件である。このように現行法令に定める方法によっても労働条件の明示が適切になされていない事案がある中で、上述のように、更なるトラブルを誘発するおそれのある電子的な手法による労働条件の明示を可能にするについては関係労使団体を交えた慎重な検討が必要であると考えている。</p> <p>○御質問の3について 電子的な手法による労働条件の明示を可能にするには労働基準法施行規則の改正が必要であり、このためには公労使三者構成の労働政策審議会労働条件分科会での議論を要する。同分科会においては現在、新成長戦略に盛り込まれている有期労働契約の在り方についての検討を集中的に行っているところである。</p> <p>労使の権利義務の内容や範囲を明確にし、労働条件の取り決めが不明確であることが原因となる紛争を未然に防止するために、労働条件の明示が義務付けられており、対象事項は確実に明示されることが求められる。書面による明示とFAXや電子メールでの送付のいずれが確実かどうかについては不明である。</p> <p>仮に個々の労働者の合意があれば電子的な手法による労働条件の明示を可能にした場合、使用者に比べて弱い立場にある労働者に対して実質的に合意が強制されることとなり、書面での明示を望む労働者に対して書面で交付することも達成されるかは不明である。</p>
41	特定の商取引における書面交付の電子化	<p>1. 消費者から電磁的交付について明示的な意思表示があれば、電磁的交付を認めてもよいのではないのか。</p> <p>2. 本件は消費者保護の観点から実施は困難であるとの事だが、電話勧誘では受信確認等の技術的要件を満たすことができれば電子書面交付も可能であると考えられるが、見解を教えてください。</p>	消費者庁 経済産業省	<p>・「消費者から電磁的交付について明示的な意思表示があれば」という仮定を置いているが、この仮定が妥当なものかどうか疑義があるところ。すなわち、特定商取引法が対象としている訪問販売・電話勧誘販売は、通常の商取引と異なり、自ら求めない突然の勧誘を受ける消費者が、受動的な立場に置かれ、契約締結の意思形成においても、販売事業者の言葉に左右される面が強いことから、消費者側が自ら主体的に電磁的交付に係る明示的な意思表示を行い得るものか疑義がある。</p> <p>・特に、昨年、訪問販売や電話勧誘販売においては、高齢者の判断力・交渉力不足に付け入る悪質な手口も多く、事業者側に有利なかたちで消費者の意思形成が誘導され、消費者被害が生じている実態を踏まえると、不意打ち的に勧誘を受ける高齢者を含む消費者が、電磁的交付について積極的な承諾の意思表示を行う取引形態になっているとは考えにくい。そのため、明示的な意思表示があった場合の電磁的交付の是非について検討する必要があるのであれば、前提となる「電磁的交付について明示的な意思表示」が現状行える環境であるのか、その実態を十分に踏まえる必要があると考える。</p> <p>・「受信確認等の技術的要件」については、その技術的要件の詳細が明らかでなく、消費者保護の観点からも十分要件を満たすものか不明なため、可否の判断は困難である。</p> <p>・なお、仮に受信確認等の技術的要件が満たされる場合であっても、電磁的交付が消費者トラブルに結び付く可能性も考えられる。例えば、訪問販売・電話勧誘販売においては、消費者保護の観点から書面交付日より8日間以内であれば消費者が無条件に撤回・解除できるクーリング・オフ制度を設けている。その起算日(書面交付日)は、手交、書留や配達証明等を利用することで客観的な立証が行われ、書面受領の時期についての消費者及び事業者の無用な争いが生じることが避けられているが、電磁的交付においては、送受信時期を偽ることや、受信機器の故障などにより、書面受領の時期をめぐる消費者トラブルを惹起する危険性もあると考える。</p>
		<p>【追加質問】 ①平成23年1月12日付のご回答(以下「貴回答」)においては、「電磁的交付についての明示的な同意」の有効性を疑問視する根拠として、「特定商取引法が対象としている訪問販売・電話勧誘販売は、通常の商取引と異なり、自ら求めない突然の勧誘を受ける消費者が、受動的な立場に置かれ、契約締結の意思形成においても、販売事業者の言葉に左右される面が強いことから、消費者側が自ら主体的に電磁的交付に係る明示的な意思表示を行い得るものか疑義がある」とされている。それでは、「突然の勧誘」を常に伴うわけではない業務提供誘因取引における書面交付義務(法第55条)については、「電磁的交付についての明示的な同意」の有効性を認める余地があるのではないかと考えるがどうか。</p>		

通し番号	項目名	質問内容	回答省庁	関係省庁回答
		<p>【追加質問】 ②特定商取引法の書面交付義務のうち、「直ちに」交付することが要求されるもの（訪問販売に関する第4条、第5条）と「遅滞なく」または一定の期間内に交付すれば足りるもの（電話勧誘販売に関する第18条、業務提供誘因販売における第55条）を区別したうえ、後者についてのみ、電子的交付を認めることは可能ではないか。後者については、書面の交付義務の主たる機能は、購入者が取引条件を確認できるようにする点にあることから、電子的交付によって代替可能であると考えられるか。</p> <p>【追加質問】 ③貴回答は、訪問販売や電話勧誘販売における電子的交付についての同意の有効性を疑問視するが、たとえば、電子的交付についての同意があった場合でも、一定期間内に限り購入者が改めて書面の交付を要求することができることにするとといった工夫により、問題を解消することはできないか。</p> <p>【追加質問】 ④貴回答は、「受信確認等の技術的要件」については、その技術的要件の詳細が明らかでなく、消費者保護の観点からも十分要件を満たすものか不明なため、可否の判断は困難である」とするが、交付したことを立証する責任は事業者にあることから、受信確認は、電子的交付を行おうとする事業者の工夫によって実現されるべきものであり、法制度によって選択肢をなくしてしまうことの合理性はないと考える。たとえば、事業者が購入者に対して、到達を確認する返信メールを要求するなどすればいいのではないか。</p> <p>【追加質問】 ⑤貴回答は、訪問販売・電話勧誘販売においては、書面の交付日がクーリングオフの起算日とされているところ、「起算日(書面交付日)は、手交、書留や配達証明等を利用することで客観的な立証が行われ、書面受領の時期についての消費者及び事業者の無用な争いが生じることが避けられているが、電磁的交付においては、送受信時期を偽ることや、受信機器の故障などにより、書面受領の時期をめぐる消費者トラブルを惹起する危険性もある」とする。しかしながら、たとえば、手交の場合であっても、日付空欄の受領書に署名させたり日付を後に記入する等の不正は行われる余地がある一方で、電子的交付の場合には、購入者側のメーラーにも受信の日時や受領確認等のその後のやりとりが記録されることから、紛争の際に事業者が送受信時期を偽ったメールを証拠として裁判所に提出する現実的な可能性は低いのではないかと考えるか。</p>	消費者庁 経済産業省	<p>(総論) 特定商取引法が対象とする取引(訪問販売・電話勧誘販売・業務提供誘因販売など)は、通常の商取引と異なり、自ら求めない突然の勧誘を受ける取引や、ビジネスに不慣れな消費者を勧誘する取引により、消費者が受動的な立場に置かれ、契約締結の意思形成においては販売事業者の言葉に左右される面が強い。 特に、高齢者の判断力・交渉力不足に付け入る悪質な手口も多く、事業者側に有利な条件で消費者の意思形成が誘導され、消費者被害が生じている。 したがって、高齢者を含む消費者が、電磁的交付について積極的な承諾の意思表示を行い得る環境であるとは言い難いと考えられるところ、電磁的交付の可否についての検討に当たっては、その実現が可能なような環境が整っているのか、十分かつ慎重な実態把握が必要である。</p> <p>(各論) 特定商取引法は、情報量等で相対的に優位になる事業者から、不利な立場で消費者が契約に係る意思形成をしてしまう状況を解消するために諸規定を設けており、消費者に過度の負担が強いられないように考慮されるとともに、不用なトラブルが生じ、公正な取引が阻害されないような制度設計になっている。 ご指摘いただいた質問について、上記の趣旨を踏まえると、特定商取引法で定める取引類型は全てにおいて、消費者が不利な状況で契約がされ得るものを指しており、①にあるように、特定の取引類型であれば余地があるということは考えにくい。また、③、④についても、消費者に追加負担を強いるようなものであれば本法の趣旨にもとるものである。また、電磁的交付においては、例えば、送受信時期を偽ることや、受信機器の故障などにより、書面交付の時期をめぐるさらなる消費者トラブルを惹起する危険性もあると考えられるところ、電磁的交付の可否については、特定商取引法の法趣旨を踏まえ、慎重な検討が必要であると考えられる。 いずれにせよ、かかる「受信確認等の技術的要件」については、その技術的要件の詳細が明らかでなく、消費者保護の観点からも十分要件を満たすものか不明なため、電磁的交付の可否の判断は困難である。</p>
その他		<p>現行の電子署名法で、端末ではなくサーバー側で電子署名を行う役割形態は認められているか。仮に認められていない場合、抵触する法令の具体的箇所をご教示願いたい。また、サーバー型電子署名を認めるかどうかの検討は行われているか。サーバー型電子署名を認める場合の技術的な懸念はあるか。</p> <p>犯罪捜査では電子文書の真正性をどう判断しているか。</p>	総務省 経済産業省 法務省 法務省 警察庁	<p>電子署名及び認証業務に関する法律(以下「電子署名法」という)における「電子署名」とは、「電磁的記録に記録することができる情報」について行われるものであり、かつ、①電子署名の対象となった情報が電子署名を行った者の作成に係るものであることを示すために行われたものであること及び②電子署名の対象となった情報が、電子署名の後に、他の情報に置き換えられたり、一部が書き換えられたりしているかどうかを確認することができることの2つの要件のいずれにも該当するものことである(電子署名法第2条)。 質問内容における「端末ではなくサーバー側で電子署名を行う役割形態」が具体的にどのような内容のものを指しているかは明らかではないが、電子署名法第2条で定義している電子署名を付与するという前提であれば、そのために端末を使用するか又はサーバーを使用するかについて、電子署名法においては、これを限定していない。</p> <p>刑事法には、民法228条のように、一般的に文書の成立の真正について定めた規定は存在しない上、同条2項を前提として電磁的記録の真正な成立の推定を定めた電子署名及び認証業務に関する法律3条のような規定もない。 一般に、刑事裁判においては、立証責任を負っている検察官が、個々の事件の内容に応じて、立証を行うところ、電子文書(電磁的記録)を立証に用いるに際しては、当該電子文書について、弁護人が真正を争う場合には、その理由等に応じて、作成者や作成過程、押取過程等を証人尋問等により立証することになると思われる。 そのため、捜査においては、電子文書の作成者や作成過程等を明らかにし、当該文書の真正につき捜査することとなる。</p> <p>個別の事案に応じ、被疑者等の供述、端末の使用履歴その他の証拠から総合的に判断しております。</p>